

契約の方法及び入札の条件

(一般競争入札「委託」の場合)

1 契約の方法

一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

(3) 落札者

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下まわらない最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札を行った者が2名以上ある場合においては、当該入札者によるくじを行い決定する。

(4) 入札保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第266条において準用する規則第248条に定める入札保証金は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3の額とする。

ただし、当該入札に指名する者のうち規則第266条において準用する規則第249条の規定に該当する者については免除する。

(5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。

なお、業務委託料が300万円に達しないときは納付を免除する。ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りでない。

また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(6) 前金払

業務委託料が50万円以上の場合における規則第112条第1項で定める前金払の額は、委託金額の**10分の3以内**の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(7) 委託期間(履行期限)

委託期間(履行期限)は、**金抜設計書表紙記載のとおり**とする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日とする。

(8) 委託契約書

別添(案)のとおり。

(9) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、発注者及び受注者が電子署名を行ったときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書(金額抜き)、設計図、仕様書
- 2 委託契約書(案)

[その他]

1 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、いわき建設事務所ホームページに掲載の指定の質問書により、原則、次のメールアドレスに提出すること。

メールアドレス iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

なお、メール送付後は、いわき建設事務所総務課(0246-24-6107)に送付した旨を電話連絡すること。

2 電子契約を利用する場合の申出書等について

落札者が電子契約の締結を希望する場合は、落札者決定通知があった後速やかに、いわき建設事務所ホームページに掲載の指定の様式「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」により、次のメールアドレスに提出すること。

メールアドレス iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp